

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道
企業団規約の変更に関する協議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、大阪広域水道
企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する
事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町
村と協議する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前		
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="220 961 787 1495"><tr><td>岸和田市、<u>泉大津市</u>、八尾市、富田林市、<u>箕面市</u>、柏原市、<u>門真市</u>、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</td></tr></table>	岸和田市、 <u>泉大津市</u> 、八尾市、富田林市、 <u>箕面市</u> 、柏原市、 <u>門真市</u> 、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="829 961 1396 1409"><tr><td>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</td></tr></table>	岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
岸和田市、 <u>泉大津市</u> 、八尾市、富田林市、 <u>箕面市</u> 、柏原市、 <u>門真市</u> 、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村			
岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村			

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。